

栃木県県有建築物長寿命化実施方針（第3期）（概要版）

令和8(2026)年3月

「栃木県県有財産総合利活用推進計画（第3期）」に基づき、県有建築物の保全・長寿命化を計画的に推進するための具体的取組方策を定めるもの。
(計画期間：令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間)

栃木県県有財産総合利活用推進計画（第3期）の取組方針

方針1 財産の総量最適化

方針2 財産の積極的な利活用

方針3 民間活力の活用推進

方針4 建築物の保全・長寿命化

- (1) 適正な維持管理の実施
- (2) 計画的な予防保全の実施
- (3) 効率的かつ効果的な工事の実施

栃木県県有建築物長寿命化実施方針（第3期）（計画期間 R8(2026)～R12(2030)）

具体的な
取組方策

すべての建築物（インフラ施設以外）

(1) 基本項目

- ① 目標使用年数の設定
- ② 長寿命化設計基準の適用

建築物を使用する目標年数を新築100年、既存建築物65年に基本設定（適用構造：RC造、SRC造、S造）
建築物性能を確保するため、高耐久性、可変性、更新性、維持管理性、省エネルギー性を重視した新築設計及び修繕設計

(2) 適正な維持管理の実施

- ① 建築物の点検
- ② 財産管理者への支援
- ③ 保全情報等の一元管理

日常管理マニュアルを活用した日常点検及び建築基準法に基づく法定点検の実施
講習会の開催、技術職員による助言等による技術的な支援の実施
公有財産マネジメントシステムによる建物の仕様や利用状況、点検・診断結果等保全情報の一元化及び共有化

計画保全対象建築物（優先的に長寿命化に取り組む建築物）

左記以外の建築物

(3) 計画的な予防保全の実施

- ① 計画保全対象建築物の選定 利活用方針が「継続利用」である施設において
 - ・施設の主たる建築物
 - ・施設の附属的な建築物（延床面積1,000㎡以上）
- ② 定期点検の実施 建築基準法に基づく点検又は同様の点検の実施
- ③ 重点管理部材の選定 計画的に予防保全対策を講じる重要な部材等の選定（屋根・防水、外壁、受変電設備、空気調和設備等）
- ④ 劣化度診断の実施 重点管理部材の劣化状況や不具合の把握
- ⑤ 長期修繕計画の作成・更新 重点管理部材等の修繕・更新時期及び費用の把握

予防保全工事

- (4) 効率的かつ効果的な工事の実施
 - ① 総合的に優先度を判定して計画的に実施⇒ 長寿命化工事実施計画

予防保全以外の工事

- (4) 効率的かつ効果的な工事の実施
 - ② 重点管理部材以外の修繕更新工事について予防保全工事と同時実施可能を検討

- ◆ 定期点検の実施 建築基準法に基づく点検の実施
- ◆ 修繕等の実施 工事の妥当性や必要性を踏まえ実施